

フィリピンにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度

ナガトアンドパートナーズ

岡田貴子
(弁理士・パートナー)



特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）の業務の全てを承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

■概要

フィリピンにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度について紹介する。

■詳細および留意点

日本などに見られるような知的財産の出願や登録に関する支援制度としては、以下のようなものが挙げられる。

1. フィリピン知的財産庁（IPOP HL）による商標登録促進プログラム「Juana Make a Mark」

本プログラムは、フィリピン知的財産庁（IPOP HL）が提供している商標出願費用等の免除による中小企業向けの商標登録促進プログラムである。本プログラムによる支援を受けるためには、事業者がフィリピン貿易産業省（DTI）もしくはフィリピン知的財産庁（IPOP HL）が優先業務分野と考えている分野（農業、電子機器生産や自動車部品等）に属する、または天災や貧困等で困難な状況にある地域での事業を行っている等の条件が必要である。

2017年2月に開始し1000件の商標登録までとされていたが、2018年7月にプログラム延長が発表され、2019年2月若しくは想定する追加1000件の商標登録を達成した時点のうち、いずれか早い時点で終了となる予定である。

2. WIPOによる発明家援助プログラム(Inventor Assistance Program、IAP)

本プログラムは、WIPOが提供している資力に乏しい発明家と、特許出願に関する知見を有するボランティア専門家とのマッチングを行うプログラムである。本プログラムは、途上国を対象としており、フィリピンも本プログラムに参加している。本プログラムによる支援を受けるためには、一定の所得条件（フィリピンの場合、一定の所得以下である自然人もしくは資産が一定額以下の法人であること）や発明の条件（フィリピンの場合、対象となる発明が特許となる見込みがあることや実用化のポテンシャルがあること）を満たす必要がある。

次に、知的財産に関連の深いと考えられる研究開発等に関する各種優遇・支援制度を中心に説明する。

フィリピンには外国投資を促進することを目的とした以下の項目3~5のような各種優遇措置があり、その中には、知的財産に関連の深いと考えられる研究開発等に関連する情報も含まれている。

3. 業種に応じて適用される優遇措置

業種に応じて適用される優遇措置としては、以下の(1)および(2)の優遇措置が挙げられる。

(1)投資委員会（BOI）登録企業に対する優遇措置

オムニバス投資法（Executive Order 226 - “Omnibus Investment Code”、以下、EO226 という）に基づき、投資委員会（BOI）が定める投資奨励分野に属し、BOIに登録した企業に対して、法人所得税の全額免除等の様々な優遇措置を受けることができる。法人所得税の免除については、新規登録企業には、4~6年間、さらに特定の条件下で、最長8年間まで延長が可能である。

BOIから発表された2017年版の「投資優先計画（Investment Priority Plan:IPP）」には、投資奨励分野として、イノベーションドライバーという分野に研究開発活動が含まれることが規定されている。

(2)BOT 法 (AN ACT AUTHORIZING THE FINANCING, CONSTRUCTION, OPERATION AND MAINTENANCE OF INFRASTRUCTURE PROJECTS BY THE PRIVATE SECTOR, AND FOR THE OTHER PURPOSES) に基づく民間資本を活用したインフラ整備プロジェクトを対象とした優遇措置

伝統的に政府に担われてきたインフラプロジェクトへの民間部門の参加を促進するための法律として BOT 法による各種優遇措置が設けられている。優遇措置の一つとして、BOT プロジェクトに参画する投資家は、BOI に登録することで、EO226 に基づく優遇措置についても受けることができる。

4. 特定地区での事業に対する優遇措置

特定地区での事業に対する優遇措置としては以下の(1)～(4)の優遇措置が挙げられる。

(1)フィリピン経済区庁 (PEZA) が定めるいくつかの輸出加工区 (エコゾーン) における登録事業者向けの優遇措置

産業を都市以外の地域に誘致し、そこでの雇用を創出するため、フィリピン経済区庁 (PEZA) は、いくつかの輸出加工区 (エコゾーン) を設けており、PEZA に登録した企業は、所得税免除等の優遇措置を受けることができる。

PEZA への登録可能な事業者の一つとして、「情報技術 (IT) パーク開発・運営企業」があり、IT のなかには研究開発サービスが含まれている。「情報技術 (IT) パーク開発・運営企業」は、IT パークの立地に応じて 4～6 年の所得税の免税を受けることができる。

(2)スービック特別経済・自由港区への登録事業者向けの優遇措置

スービック特別経済・自由港区内に立地する企業は、スービック湾首都圏庁 (SBMA) に登録することで、税制上等の各種優遇措置を受けることができる。

(3) クラーク特別経済区（CSEZ）登録事業者向けの優遇措置

クラーク特別経済区（CSEZ）内に立地する企業は、クラーク開発公社（CDC）に CSEZ 企業として登録することで、スービック特別経済・自由港区内の全ての優遇措置の他、EO226 に基づく BOI 登録企業に与えられる優遇措置や PEZA 登録企業に適用される一切の優遇措置を受けることができる。一方、これまでのところ、CDC は、PEZA 登録企業に対して優遇されるはずの所得税免税措置を認めていない。

(4) オーロラ特別経済区のオーロラパシフィック経済区および自由港庁（APECO）における登録事業者向けの優遇措置

オーロラ特別経済区に投資する企業は、オーロラパシフィック経済区および自由港庁（APECO）に登録することで税制上等の各種優遇措置を受けることができる。

5. 企業形態を基準として付与される優遇措置

企業形態を基準として付与される優遇措置としては、以下の(1)～(3)の優遇措置が挙げられる。

(1) 地域統括本部（RHQ）に対する優遇措置

地域統括本部（RHQ）とは、国際取引に従事する多国籍企業（MNC）の管理業務を行い、フィリピン国内で収入がない支店のことである。

RHQ は、EO226 に基づく税制上等の各種優遇措置を受けることができるが、この優遇措置を受けるには、RHQ は BOI の推薦を受けて SEC に登録する必要がある。

(2) 地域経営統括本部（ROHQ）に対する優遇措置

地域経営統括本部（ROHQ）とは、フィリピン、アジア太平洋地域およびその他の外国市場で事業を行う関連会社および子会社並びに支店への特定のサービス（研究開発／製品開発、技術サポート／メンテナンス、データ処理／通信を含む）を提供することでフィリピン国内で収入を得ることができる外国企業のことである。

ROHQ は、RHQ と類似の優遇措置を受けることができる。

(3)地域統括倉庫（RW）に対する優遇措置

外国法のもとで設立され、国際貿易に従事し、スペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料をアジア太平洋地域および他の外国地域の流通業者または市場に供給し、EO226に基づいてフィリピン国内にRHQやROHQを開設済み、またはRHQやROHQを同時に開設する多国籍企業（MNC）は、RWも開設することができる。

RWは、BOI、PEZAまたは関係のエコゾーン当局が許可するものとして、一定条件の物品の輸入税の免税等の優遇措置を受けることができる。

■注記

なお、今回取り上げた各種優遇・支援制度は、制度や法規範文書が変更される可能性もあるので、具体的に検討する場合には専門家や所轄官庁に最新の内容を確認する必要があることに留意されたい。

■ソース

1. JETRO 外資に関する奨励－各種優遇措置

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_03/pdfs/ph8B010_yuuguousochi.pdf

2. フィリピン投資委員会（Board of Investments, BOI）

<http://boi.gov.ph/>

3. 株式会社国際協力銀行「フィリピンの投資環境／2018年8月」第9章 主要投資インセンティブ

https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/images/inv_philippines_09.pdf

4. フィリピン知的財産庁 発明家援助プログラム Inventor Assistance Program, IAP

<https://www.ipophil.gov.ph/services/patents/inventor-assistance-program>

5. WIPO IAP(Inventor Assistance Program)

https://www.wipo.int/iap/en/participant_countries.html

6. フィリピン知的財産庁 商標登録促進プログラム「Juana Make a Mark」

<https://www.ipophil.gov.ph/releases/2014-09-22-06-26-21/528-ipophil-boosts-msme-competitiveness-thru-tm-incentive-package>

7. 新聞「Manila Times」商標登録促進プログラム「Juana Make a Mark」の延長に関する 2018.7.14 付記事

<https://www.manilatimes.net/trademark-program-extended/419157/>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)